

下水道の仕組みと役割

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる地域を「処理区域」といいます。公共下水道の使用ができるようになりますと、市や町の「広報」や「お知らせ版」で供用開始の年月日、区域などをお知らせいたします。そうしますと、処理区域のご家庭では、「排水設備」をつくっていただくことになります。

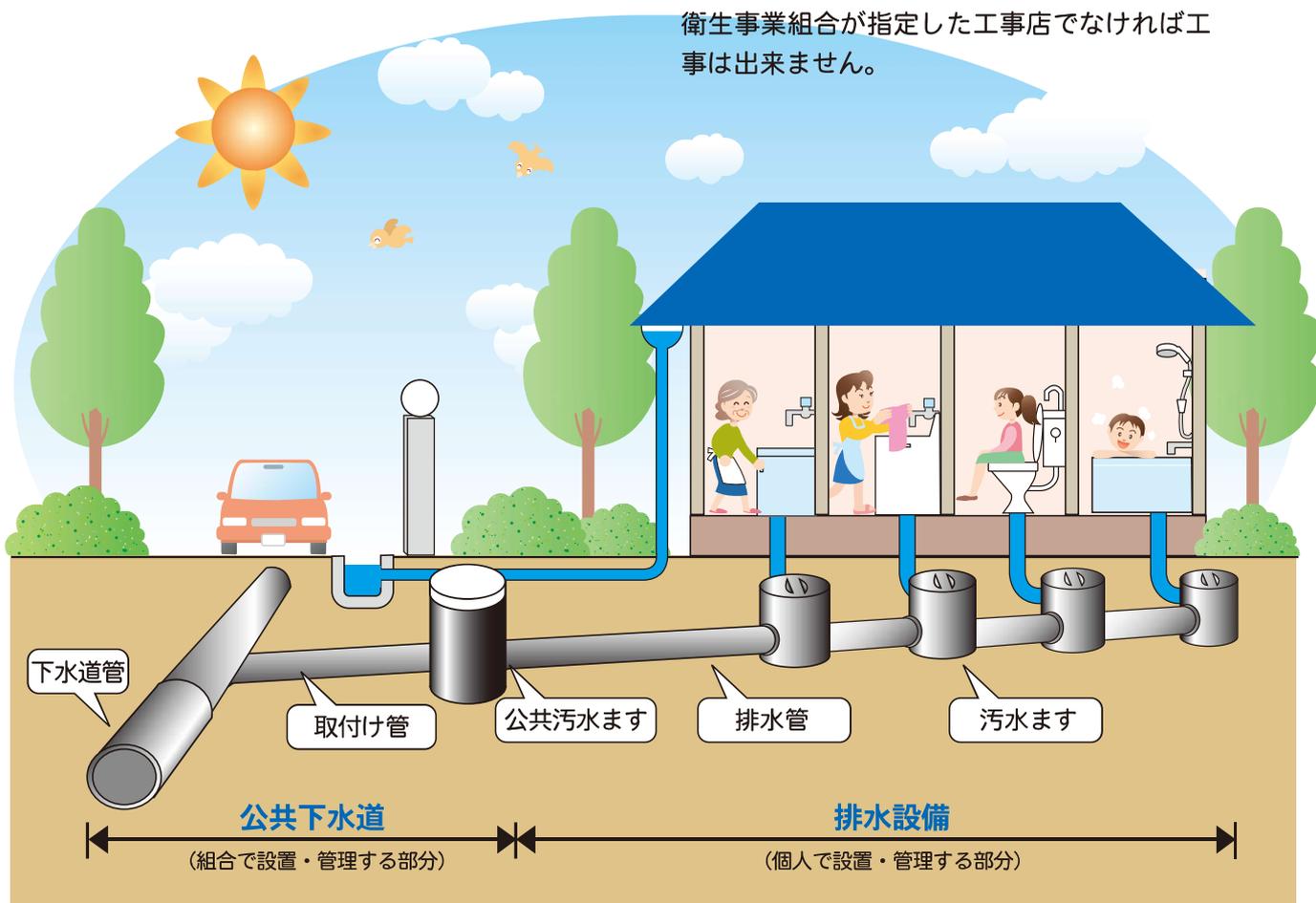
公共ます（接続ます）

塀や垣根などの公私境界から宅地側の1メートル以内にある、第一個目のますを「公共汚水ます」といい、使用者の宅地内に尾花沢市大石田町環境衛生事業組合で1個設置し、管理しています。

排水設備とは

この公共汚水ますへ下水を流すために、各個人で設置・管理するものを排水設備といいます。（ますは、下水管やますが詰まったときの掃除口の役目を果たします。）

なお、排水設備は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が指定した工事店でなければ工事は出来ません。



下水道が完備されると、台所・風呂場・水洗トイレ等からの汚水が衛生的に排除でき、街の環境衛生そのものが大きく向上します。そして、下水道は水をよみがえらせます。しかし、恩恵を受けられるのは、下水道が完備された区域の住民に限られています。

下水道ができたなら排水設備をつくりましょう

排水設備はすみやかに設置を

現在、台所、浴室、洗面所などからの生活汚水は、道路の側溝や水路に流されています。下水道が完成したところは、できるだけ早く、下水道に流すための排水設備を設置し、下水道を使用しなければならないと定められています。

トイレの水洗化は3年以内に

地域で1軒だけ未改造の家庭があると、そこから病害虫や悪臭などが発生することがあり、下水道の役目を十分に果たすことができないため、汲み取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造しなければならないと定められています。

新增改築のときは水洗トイレ

下水道の処理区域では、水洗トイレ以外のトイレを設置することができません。新增改築の時には、必ず水洗トイレを設置して、下水道を使用していただくことになります。

し尿浄化槽は廃止しましょう

下水道が使用できるようになりましたら、し尿浄化槽はできるだけ早く廃止して、下水道への切り替え工事をして下さい。し尿浄化槽の維持管理費用が不要になります。

下水道へ流してはいけないもの

台 所

油類や野菜くずは流さないように!

**野菜くず、割りばし、
つま楊子、ビニール片**

トラップや排水管が詰まる原因となります。また油類も排水管に付着し、次第に固まって詰まる原因になります。

お 風 呂

こまめに髪の毛を取り除く努力を!

髪の毛、石鹸

トラップや排水管が詰まる原因となります。排水口の目皿の上にたまった髪の毛は不要になった歯ブラシなどでかき取り、こまめにとるようにしましょう。

ト イ レ

水に溶けないものは流さない。

**ティッシュペーパー、紙オムツ、
生理用品**

トラップや排水管が詰まる原因となります。節水型便器を使う場合は、汚物が排水管内で止まってしまうことがないことを確認して下さい。

汚水ます及びマンホール

危険物を流すのはやめて下さい!

ガソリン、シンナー

揮発性の高い危険物を流しますと、爆発して大事故になりますので、絶対に流さないで下さい。